

宇和島市教育委員会会議録

令和3年3月定例会

令和3年3月24日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和3年3月定例会 会議録

1. 開会日時 令和3年3月24日(水) 15時00分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 701 会議室

3. 出席者 教育長 金瀬 聡 委 員 高山 俊治 委 員 木下 充卓
委 員 弓削 由美子 委 員 浅井 敬司 委 員 田村 裕子

4. 欠席者 なし

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	片山 治彦	教育総務課長	西川 啓之
学校教育課長	西田 一洋	生涯学習課長	富田 満久
文化・スポーツ課長	森田 浩二	伊達博物館長	土居 道德
人権啓発課長	山本 利彦	学校給食センター所長	児玉 雅人
福祉課長 (事務局)	武田 靖		
教育総務課課長補佐	土居 弘	教育総務課総務係長	山口 真史
教育総務課主事	新居田 智士		

6. 付議事件

報告第2号 専決処分した事件の承認について
(令和2年度教育費3月補正予算について)

報告第3号 専決処分した事件の承認について
(令和3年度教育費当初予算について)

報告第4号 専決処分した事件の承認について
(教育委員会事務局職員の人事異動について)

議案第12号 山本稔人材育成基金条例施行規則の一部を改正する規則

議案第13号 宇和島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

議案第14号 宇和島市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第15号 宇和島市公立学校管理運営規則の一部を改正する規則

議案第16号 宇和島市公立学校における出席停止に関する細則の一部を改正する規則

議案第17号 宇和島市伊達博物館建替委員会設置規則

議案第18号 宇和島市立歴史資料館管理運営規則の一部を改正する規則

議案第19号 宇和島市吉田ふれあい国安の郷利用規則の一部を改正する規則

議案第20号 宇和島市三間基幹集落センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第21号 宇和島市総合体育館等設置条例施行規則の一部を改正する規則

議案第22号 宇和島市夜間体育照明施設管理規則の一部を改正する規則

議案第23号 宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

議案第 24 号	宇和島市公立学校教職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する訓令
議案第 25 号	宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する要綱の一部を改正する訓令
議案第 26 号	宇和島市公立学校修学旅行等実施要領の一部を改正する訓令
議案第 27 号	宇和島市立伊達博物館建替委員会設置要綱を廃止する訓令
議案第 28 号	宇和島市立伊達博物館資料収集に関する要綱の一部を改正する訓令
議案第 29 号	教育財産の用途廃止について
議案第 30 号	宇和島市立公民館館長の解任及び任命について
議案第 31 号	宇和島市教育委員会の事務に関する点検評価について
議案第 32 号	宇和島市教育振興基本計画の策定について（諮問）
議案第 33 号	令和 3 年度教育基本方針（案）について
議案第 34 号	宇和島市学校教育活動支援員の設置及び配置に関する要綱

7. 会議概要

(1) 開会宣言・教育長報告（午後 3 時 00 分）

◎教育長

それではただいまから 3 月定例の教育委員会会議を開催いたします。会議に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は多くの議案が上程されていますので、ごく簡単に申し上げたいと思います。あわせて教育長報告の方は、資料の方に綴じ込まれていますので、そちらをご覧くださいと思います。

一言だけ触れておきたいことは、後程議事の中でも出てきますけれども、これから 1 年間、私たちににとっての、大きな、そしてチャレンジングな取組みのことでございます。それは、宇和島市の教育振興基本計画を策定する、そういう作業です。本日の議題の中にも、策定委員会に対して、教育委員会が「こういう視点で計画の策定をご審議ください」という諮問についてご議論いただくこととなります。エッセンスのところだけ読みますと、「子どもの教育を取り巻く環境が大きく変化しているそのような状況の中で、子どもから大人まで、あらゆる世代の一人一人が豊かで幸せの人生を送るとともに、そういったことが実現できる持続可能な地域社会を作っていくためには、学校、家庭、地域が一体となって、ALL 宇和島で生涯にわたる学びと実践を充実させることが望まれることから、本市における学校教育や社会教育を初め、各種施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があると、そういうわけで、計画についてご審議ください」という諮問をしようと思っています。この動きに対しても、いろいろと節目には報告させていただきますし、ご意見もいただければと思っています。

それでは、早速議事に入って参りたいと思います。

－ 委員からは特に意見なし。－

(2) 付議事件

◎教育長

本日の議事ですが、報告第 4 号及び議案第 30 号は人事案件であることから、非公開で審議したいと思います。この件について賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、報告第4号及び議案第30号は非公開で審議します。

それでは先に、公開議案を審議いたします。

報告第2号について、事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

教育長。3ページをご覧ください。専決処分した事件の承認についてでございます。専決第2号として、令和2年度教育費の3月補正の予算を要求しておりますので、その報告をさせていただいたと思います。

4ページをご覧ください。教育総務課所管の歳入歳出でございますが、事業費の確定に伴いまして、歳入歳出ともに減額した内容となっております。以上でございます。

○学校教育課長

学校教育課です。教育総務課と同じで、減額したものです。

教育指導費の中段に負担金補助及び交付金というのがあります。それについては、修学旅行のキャンセル料を負担したものです。

それからもう1点、小学校費の学校保健費、中学校費の学校保健費の中の備品購入費、これにつきましてはパスルオキシメーター等、学校に備品をそろえたものであります。以上です。

○生涯学習課長

生涯学習課です。生涯学習課におきましても、公民館等において、社会教育事業が新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できなかったことに伴い、事業費を減額することによる減額補正です。

公民館整備費の住吉公民館改築事業の委託料の減額につきましては、入札減による設計委託料の減額となっております。以上です。

○文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課関係です。同じように精算した結果の減額となっております。新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施できなかったイベントの減額もございます。スポーツ大会、オリンピック聖火リレー等も減額しておりますが、令和3年度において、同じように要求し、可決されて、予算がついているものもございます。

一番最後の、丸山公園管理事業の工事請負費につきましては、入札減少金分の、減額となっております。以上です。

○人権啓発課長

人権啓発課の分の説明をさせていただきます。人権啓発費の人権教育・啓発事業であります。313万円の減額となっております。次に地方改善費、地方改善事業であります。212万9,000円の減額となっております。最後に隣保館運営費、宇和島・三間・津島の3隣保館と吉田の広域隣保事業であります。124万1,000円の減額となっております。あわせて人権啓発費は、全体で

650万円の減額補正となっております。

減額の要因は、主にコロナ禍による事業の中止・縮小によるものです。以上で、人権啓発課分の説明を終わります。

○学校給食センター所長

学校給食センターについてご説明します。全てにおいてですね、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きく、全て減額と、予算の支出が固まりましたので、不要額を減額して、合計285万9,000円の減額ということになりました。

特に学校給食センター費の55万円の委託費、学乳パックリサイクル委託料につきましては、年間を通しまして、学乳パックを委託して処理していただいているところですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、業務ができなかったため減額するということになりました。以上で報告を終わります。

○福祉課長

福祉課所管分です。幼稚園費の幼稚園管理費について歳出予算の方でご説明いたします。

幼稚園管理事業につきましては、山本稔人材育成基金を活用した就学前公演事業が新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となったため、それにかかる経費を減額しております。

幼稚園教育振興事業につきましては、施設型給付費と、園児数が当初の見込みよりも少なかったことによりまして減額をしております。

障害児教育保育事業補助金、地域活動事業補助金につきましても、これは補助金の申請主義ということでございまして、当初見込んでいた申請が少なかったことから、それぞれ減額をしております。

歳入につきましては、施設型給付費の歳出の減額に合わせまして、国県それぞれ負担割合に応じて減額をしております。以上でございます。

◎教育長

ありがとうございました。以上で、報告第2号についての説明が終わりました。ご意見等あればお願いいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので、採決をいたします。報告第2号について、報告どおり承認することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、報告第2号は報告どおり承認といたします。

続いて、報告第3号について事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

教育長。9 ページをご覧ください。専決第 3 号 令和 3 年度教育費当初予算についてでございます。

次の 10 ページは教育費の総体を項別にまとめたものでございます。令和 3 年度予算で申しますと、37 億 3,146 万 5,000 円を計上しております。

11 ページをご覧ください。目的別の歳出の明細でございます。今ほど申し上げました令和 3 年度の当初予算額につきましては、37 億 3,146 万 5,000 円、令和 2 年度が 37 億 8,108 万 1,000 円、差額で申しますと、マイナスの 4,961 万 6,000 円ということになっております。この要因としましては、明倫幼稚園が廃止になることから、所要の幼稚園費の減額による影響が大きいことがいえると思います。

続きまして、13 ページをご覧ください。来年度の宇和島市の当初予算の重点施策を簡潔にまとめたものでございます。

左下の「Ⅲ うわじまの『未来』に繋がる取組」の中にある、「2 子どもたちの『未来』」で、教育総務課所管分といたしまして、小学校トイレの洋式化を来年度 2 億 6,000 万円で、実施して参りたいと考えております。その明細の方が、18 ページをご覧ください。 「5 小学校トイレ洋式化事業」でございます。こちらは、老朽化の著しい小学校のトイレを計画的に改修し、教育環境の改善を図るもので、来年度は明倫小学校、住吉小学校 2 校を実施して参りたいと思います。

以後こちらの説明資料に基づいて、各担当課の方から説明をいたしたいと思っております。

以上で教育総務課分を終わります。

○学校教育課長

学校教育課です。19 ページを見てください。一番上の「学校教育・生活支援事業」です。学校教育課ではここ数年にない大きな規模で、以下のような額を、支援する立場の人たちを来年度考慮したいと考えています。

まず ICT 支援員、これにつきましては、子どもだけでなく、先生の最初の企画であるとか準備に大いに今のところも貢献していただいています。人員を集めるに若干苦勞したのですが、今、4 名に加えて 5 名目が雇用できるように、準備が整いつつあります。

それからスクール・サポート・スタッフ、学校の働き方改革に最も効果があると言われております。今年度、県の補助が 2 名分しか出なかったもので、2 名の雇用だったのですが、これを大幅に拡充して 12 名分、実際には 15 校ぐらいに人数を割って、派遣できるようになります。これに力を入れたいと思っています。

それから、同じように学校教育活動支援員、これは今まで特別教育支援の担当をしてもらっていたのですが、この方たちに学校のサポート事業も併せてやっていただく、そして、時間単位ではなくて、連続の雇用をするということで、事業の拡充を図っております。

スクールソーシャルワーカーは 1 名増員をして、いじめ、不登校、それから学校問題で重大対応が必要な時に対応できる体制づくりを行っています。

また部活動支援員も2名増員をして、学校の支援を図る準備を整えているところです。

学校教育はこのような形で、人への支援を増やすことによって、子どもの活動をより良くしていこうと考えております。以上です。

○生涯学習課長

生涯学習課です。生涯学習課から3項目説明させていただきます。

15ページの右下をご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策分のうち、その他の「3 電子図書館サービス導入事業」です。こちらは、電子図書館システムを新たに導入しようとするものです。電子図書館とは、インターネットを利用して、図書館が所蔵する電子化された本を市民の方がスマートフォンやタブレットを使って、借りたり読んだりすることができる、図書館サービスです。コロナ禍においても安心して利用でき、障害のある方や子育て世代の方も利用しやすいということで新たなサービスの形態として、紙、電子両方を活用した図書館利用全体の促進を図ろうとするものです。県内では、今治市、伊方町、新居浜市が既に導入しております。それに次いで来年度から、7月を開始予定で導入を進めようとするものです。予算としては326万5,000円ですが、その中にはシステム構築費の他、最初にそろえる電子図書分200万円を含む予算として、326万5,000円を計上しております。

続きまして、18ページをご覧ください。「4 明倫児童クラブ改修事業」、290万円。こちらは前回の定例会で説明させていただきました、来年度からの事務事業の見直しに伴いまして、放課後児童クラブを生涯学習課に所管替えし、現在行っております放課後子ども教室とともに、放課後の子ども施策全般を総合的に取り組むことに伴いまして、今年度をもって閉園となる明倫幼稚園を改修し、放課後児童クラブの環境の充実を図るため、来年度実施設計をするために予算を計上しているものです。

続きまして、23ページをご覧ください。シビックプライド向上事業の「2 人づくり事業」の中で、人づくり拠点事業、27万1,000円。こちらは市長公室とともに、中央公民館が行っておりますキャリア教育に加えまして、シティセールスサポーター養成講座というものを新たに開始しようとしているものです。以上です。

○文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課分をご説明いたします。まず重点施策の中では、その他の施策ということで、21ページ、「1 伊達博物館改築事業（都市整備課、文化スポーツ課）」と書いてありますが、予算的には都市整備課の管轄になります。1億905万5,000円ということになっております。新たに考えております、新博物館のスケジュール等を見ていただきたらと思いますが、令和3年度は基本実施設計、コンストラクションマネジメント委託、展示設計、測量調査、地質調査という業務がございまして、3年、4年と続く予定でございます。

重点施策ではなくてその次の22ページからあります、シティセールスの展開というところでもう少し詳しく書いてありますので、ご説明します。

まず、関係するところとしましては、23ページの1の郷土愛醸成事業、予算は小さいのですが、さんさの伝承とか、宇和島城を活用した郷土愛醸成、未来のトップアスリート育成事業、中学生、

高校生のプレゼンテーション等を実施する予定でございます。

続きましては24ページの魅力の維持と新しい価値の創出事業というところで、先ほど出ました、伊達博物館の改築を中心に1億1,059万6,000円という数字がございます。先ほどの改築事業分と、その他新博物館収蔵資料購入のための500万円等が入っております。

その下、市立歴史資料館の有効活用事業というのは、樺崎の歴史資料館を使ったイベント等を実施する予算でございます。

その下は、浜田泰介氏の作品展の開催ということを考えております。

文化・スポーツ課は以上です。

○人権啓発課長

人権啓発課では重要施策として新規の予算は計上しておりませんが、今年度から3年間、文部科学省から三間地域が指定を受けて、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を進めております。来年度は令和4年度の成果発表会に向けて、大事な年となりますので、さらにオンラインなどの工夫をして、実践を積み重ねていきたいと考えております。以上でございます。

○学校給食センター所長

新型コロナウイルス感染対策としまして、学校給食センター、福祉課の所管保育園、病院局すべて合わせまして、地元産養殖魚消費促進事業として3,230万8,000円を来年度予算につけておりますが、そのうち1,879万円を、学校給食センター分として、事業予算を編成しております。マダイを月2回、ブリを10月から3月につきまして月1回程度、市内の小中学校に供給しているという計画でございます。従来の地産地消の460万円と合わせまして、地産地消の来年度当初予算額合わせて2,339万円を予算化しております。

また、これには載っておりませんが、学校給食費の負担軽減事業補助金、いわゆる100円補助につきましても、令和3年度は7,520万円を計上しております。

以上で学校給食センターの説明を終わります。

○教育部長

今回の説明に使用いたしました令和3年度当初予算説明資料について、ご説明いたします。こちらについては、主に記者発表を、予算全体の説明をするための資料でございます。これが一番取りまとめた資料でありますので、流用をさせていただいたということがまず1つございます。

市全体の予算の中で、特にお伝えをしておいた方がいいだろうという事業をまとめたものが、ここで言うと、14ページ以降になるんですけども、そもそもの作りとして13ページご覧いただけたらと思うんですが、全体予算をひとつひとつ説明すると莫大な時間もかかりますので、大きく、一つ目が新型コロナウイルスの感染症対策、2つ目が豪雨災害からの復旧復興、3つ目が宇和島の未来に繋がる取り組み、4番その他という大きく4項目に分け、その中で特に代表的な事業を列挙しているのが13ページというふうにご認識ください。

これらの事業に対して、真ん中に戦略的なシティセールスの展開とDXという項目があります

けれども、この2項目については今ほど申し上げた4項目の中からの再掲です。ピックアップして、戦略的なシティセールスの展開とまとめられる事業はこれだけあり、DXの関係はこれだけあるという再掲ですので、先ほど説明の中でもありましたけども非常に事業費の少ないものまで、掲載しているという状況です。

したがって、主に見ていただくのは14ページから21ページまでのところが、主に市全体の代表的な令和3年度の事業というご認識を持っていただけたらよろしいかと思います。その中で、特に教育委員会に関わる事業について、今ほどご説明を差し上げたということで、そこから22ページ以降は、今ほど申し上げたように、シティセールス及びDXについて、再々度掲載をしているということで、重複した事業もあるというのはそういう意味でございます。

冒頭で説明すべきところ、後先になって申し訳ありませんが、そういった資料であるということだけご認識をいただけたらと思います。

◎教育長

事務局からの説明は以上ですか。

それでは報告第3号についての説明が終わりました。質問等あればお伺いしたいと思います

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

それでは採決に移りたいと思います。報告第3号について、報告どおり承認することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員ですので、報告第3号は報告どおり承認といたします。

次に議案第12号について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

教育長。28ページをご覧ください。議案第12号、山本稔人材育成基金条例施行規則の一部を改正する規則でございます。こちらにつきましては、令和3年度から全庁的に、審議会のあり方については統一するような形になっております。そのため、審議会の宇和島市の附属機関としての位置付けを明確にするよう条例改正がなされております。

31ページの新旧対照表をご覧ください。これは第4条の第3項の部分ですが、審議会の委員は、市議会議員、市理事者等という部分を号数で表すような形になっております。なお、市議会議員は、こちらから削除というようなことになっております。あと、会長、副会長の規定の仕方が、第5条のような形になっております。また、この審議会につきましては、教育長が会議を招集するというようなことになっておりましたが、会長がすべて招集するというようなことの変更を、全庁的に、この審議会のあり方について、変えようというような流れになっておまして、このような変更をさせていただいたらと思います。以上で説明終わります。よろし

くご審議いただきますようお願いいたします。

◎教育長

議案第 12 号の説明が終わりました。質問、意見等あればお願いいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので採決に移ります。議案第 12 号について、原案どおり可決することに賛成いただける方の挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、議案第 12 号は原案どおり可決いたしました。

続きまして議案第 13 号、事務局お願いします。

○教育総務課長

教育長。34 ページをご覧ください。議案第 13 号、宇和島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則でございます。提案理由といたしましては、幼児教育、保育無償化に伴いまして、保健福祉部長及び保健福祉部福祉課職員に補助執行させておりました事務がなくなりましたことから、当該部分に関する規定について、一部改正しようというものでございます。

36 ページの新旧対照表をご覧いただいたと思います。今ほどの無償化に伴いまして、第 2 条の (4) 園児の就園援助に関すること、37 ページの (14) 幼稚園授業料に関するものがなくなります。38 ページの別表 個別決裁事項の補助執行に関する業務の中から、(2) 園児の就園援助がなくなって、以降の行を繰り上げるというような改正でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◎教育長

議案 13 号の説明が終わりました。質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので採決に移ります。議案第 13 号について、原案どおり可決することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員ですので、議案第 13 号は原案どおり可決いたしました。

議案第 14 号について、説明をお願いいたします。

○教育総務課長

教育長。40 ページをご覧ください。議案第 14 号、宇和島市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。こちらに関しましては、前回と同様、押印の印をなくすような例規改正でございますので、様式の「学校長 印」というところを、「学校長」に変更するというようなものでございます。

なお、同様の様式修正が複数ございますので、読み上げさせていただきますと、101 ページ、議案第 16 号、宇和島市公立学校における出席停止に関する細則の一部を改正する規則、107 ページ、議案第 18 号、宇和島市立歴史資料館管理運営規則の一部を改正する規則、182 ページ、議案第 22 号、宇和島市夜間体育照明施設管理規則の一部を改正する規則、197 ページ、議案第 24 号、宇和島市公立学校教員職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する訓令、201 ページ、議案第 25 号、宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する要綱の一部を改正する訓令、206 ページ、議案第 26 号、宇和島市公立学校修学旅行等実施要領の一部を改正する訓令でございます。

今ほど読み上げました、例規に関しましては、単純に旧様式から印がなくなったものでございますので、一括して議案として上程させていただき、一括審議をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

◎教育長

私から 1 つ確認ですが、今説明してもらった議案第 14 号、第 16 号、第 18 号、第 22 号、第 24 号、第 25 号、第 26 号の内容は、押印を廃止する以外の実質的な改正は含まれてないですね。

○教育総務課長

それはありません。

◎教育長

それでは今確認したことを前提に、今申し上げたそれぞれの議案についての採決の前に、一括して採決をさせていただくことについて、賛成いただける方の挙手をお願いいたします。

◎全委員

— 挙手 —

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員でございましたので、一括して採決をさせていただきたいと思えます。

改めてお諮りいたします。議案第 14 号、議案第 16 号、議案第 18 号、議案第 22 号、議案第 24 号、議案第 25 号、議案第 26 号について、原案どおり可決することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

— 挙手 —

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員ですので、議案第 14 号、議案第 16 号、議案第 18 号、議案第 22 号、議案第 24 号、議案第 25 号、議案第 26 号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第 15 号について、説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。84 ページをお開きください。なお、この説明にあたり、委員の皆様には、資料、別途お配りしてるとお思いますので合わせて見ていただいたらと思います。

宇和島市公立学校管理運営規則の一部を改正する規則ということで、下の提案理由のところを見ていただくとわかるのですが、ちょうどこの 4 月 1 日から、1 年単位の変形労働時間制が導入されます。これは全国的な動きで、各都道府県で準備を進めているところです。これに向けて、現在、今も県の条例改正が進んでいますが、並行して、宇和島市の学校管理運営規則を改正することで、これが実際に行えるように準備を整えるというものです。

別添資料の 2 ページに、この本来の必要性、目的が書かれています。子どものためであればどんなに長い時間働いても、それで良しとするということ、これまでの長い、ある意味では良き風習であったとは思われるんですけども、そのことが、やはり現在の教員の使命感ではあるんだけど、教員が疲弊していく中で、結局子どもに良いように返っていかないという、このことを大きく捉えての改正です。

特に一番問題になってるのは、やはり教職という魅力が若い人たちに伝わりにくくて、「教員をやってみよう。つないでいこう。」という人材が非常に少なくなっている、このことが一番大きな、問題であろうと言われていています。逆に、「教員は、夏休みが結構有効に取れて、自分の研究とか、或いはリフレッシュもできるという良い面もある」というところで、こここのところの制度をしっかり支えるものを作って、魅力をより高めていこうという目的で、実は「働き方改革で時短を進めようというものではない」ということです。目的が若干違うということ。このために、今回 3 点、学校管理運営規則の改正をお願いしています。

元の資料の 89 ページに戻ってください。細かな点はあるのですが、大きな点として、89 ページの改正項目 1 にありますように、休日等というところに、この変形労働時間制を適用した場合のお休みを規定いたします。基本的には、7 時間 45 分という 1 日の勤務時間はあるのですが、普段、勤務時間を少し伸ばして、それで貯めた分を夏期休業中にまとめ取りしようというのが、簡単に言うところのこの制度の趣旨です。ですので、休みの目的を少しそこに、変えるということが 1 にあります。

それから 2 つ目ですが、これについては学校全体で取り組むものではなくて、それぞれの個人の働き方に応じて、合わせてやるということで、個人が、ここにありますように教育長に資料を提出することによって、事前承認を得るという手続きをとります。なので、大体、過労死の基準と言われていた 80 時間を超えるような方が、この制度にチャレンジしようとしても、到底難しいので、日頃、それがクリアできるような働き方をしている人しか、これを行うことがなかなかできないという難しいハードルは設けられています。これについては資料を読んでいただくと、いろいろなページに書かれているのが分かると思います。こういう個人の届け出制であるという点です。

最後、ページをめくっていただくと、3 番目に、先般の改正によって、「1 ヶ月につき 45 時間ま

で、或いは、年間でいくと 360 時間まで」、これが働き方の上限と示されていたのですが、この改正による、休日のまとめ取りをチャレンジしようとするものについては、月 45 時間ではなくて 42 時間、そして年 360 時間ではなくて 320 時間に減じることで、行うことができるものです。

このような改正を 3 点を行いまして、合わせて、県の条例改正に合わせて、宇和島市においても、4 月 1 日より各校長の説明によって、この制度を進めていくということになります。

ただ、今のところ、なかなか学校全体でこの制度に見合うだけの働き方になっていない。45 時間を超え、70 時間、80 時間になる方も非常に多いですので、全体としては、これが可能になるのは難しいかなと思います。個々人に、この制度を活用することによって、よりよい働き方になる方がおられますので、制度上は整えていこうという改正になります。ご審議いただきまして、ぜひ成立をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎教育長

事務局からの説明が終わりました。今の説明にご質問等あれば、お願いをいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

よろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。議案第 15 号について、原案どおり可決することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、議案第 15 号は原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第 17 号を説明をお願いいたします。

○文化・スポーツ課長

教育長。議案第 17 号、104 ページをご覧ください。併せまして、215 ページのそれに伴う廃止の訓令という議案 27 号が関連しておりますので、一括して説明して良いかお伺い致します。

◎教育長

よろしいですか。

◎全委員

－ 特に意見等なし。－

◎教育長

それでは説明をお願い致します。

○文化・スポーツ課長

ありがとうございます。議案第 17 号 宇和島市立伊達博物館建替委員会設置規則を制定するものです。理由といたしましては附属機関設置の適正化に伴い、規則を制定しようとするものです。第 17 号、第 27 号でご比較いただいたと思いますが、これまで、委員会の設置を要綱で規定していたものを、条例の下規則というところに整えまして、設置規則として制定するものでござ

います。

内容は変わっておりませんが、ただ、任期のところの、第4条に「再任を妨げない」と、改めて明記をしたところがございます。

議案第17号による設置規則の制定、それに伴い、議案第27号で設置要綱を廃止する訓令の制定というところで、ご審議をいただけたらと思います。

◎教育長

事務局の説明が終わりました。

これは、宇和島市の執行機関の附属機関設置の適正化に伴う、宇和島市全体の制度に対する考え方の変更に伴って、従来の枠組みの中で作られていた要綱を廃止し、新しい考え方に基づく規則を制定するということですね。

○文化・スポーツ課長

そうです。

◎教育長

質問等あれば、お伺いしたいと思います。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので議案第17号と、議案第27号について一括して、採決を行います。原案どおり可決することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、議案第17号、そして議案第27号については、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第19号について説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

教育長。議案第19号です。113ページをご覧ください。宇和島市吉田ふれあい国安の郷利用規則の一部を改正する規則を制定するものです。理由といたしましては、押印を求める手続き等の見直しに伴い、関係規則の一部を改正しようとするものとなっております。

新旧対照表をご覧ください。115ページ、116ページ、117ページとなっております。押印を求める手続き等の見直し以外に、免除の規定について明確な記載をしております。免除できる場合を追加をいたしまして、免除することができる場合の減免申請書等につきましても明記しております。118ページからの様式につきましては、印の表示を除いているというようなところがございます。

ご審議いただきますようお願いいたします。

◎教育長

議案第 19 号について説明が終わりました。ご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので、採決に移ります。議案第 19 号について、原案どおり可決することに賛成いただける方の挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員のため、議案第 19 号は原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第 20 号をお願いいたします。

○生涯学習課長

121 ページをお願いいたします。議案第 20 号、宇和島市三間基幹集落センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則です。提案理由としましては、先ほどの押印の廃止、これに伴いまして、申請書の見直しに合わせ、管理運営に関する規則の一部を改正しようとするものであります。

新旧対照表がありますので、126 ページ、127 ページをご覧ください。まず第 5 条、「条例第 5 条の規定により、5 日前までに使用許可申請書を館長に提出しなければならない。」こちらを、「基幹集落センターを使用するものは、使用する前日までに、市長に提出しなければならない。」と改め、申請書の提出を、他の公民館等の申請とあわせて、「5 日前まで」から「前日まで」に改めようとするものです。それから、この使用許可の権限につきましては、条例上市長となっております。館長ではありませんでしたので、規則を条例に合わせて正しく直そうとするものです。また第 6 条の使用料の減免につきましても、条例上は減免の規定が謳われておりますが、規則にありませんでしたので、規則にその様式と合わせて明記しようとするものです。

以上です。よろしくをお願いいたします。

◎教育長

事務局からの説明が終わりました。議案第 20 号についてご意見等ありましたら、お願いをいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので、採決に移ります。議案第 20 号について、原案どおり可決することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、議案第 20 号は原案どおり可決いたしました。

議案第 21 号について説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

教育長。議案第 21 号 宇和島市総合体育館等設置条例施行規則の一部を改正する規則です。提案理由は押印を求める手続き等の見直しに伴い、関係規則の一部を改正しようとするものです。今回の押印の手続きを見直しに加えまして、平成 30 年に完成しております、スポーツ交流センターの様式等を統一をして、規則の中に入っております様式等を使用するように改正するというものでございます。

押印等につきましては、廃止をしようとしているところでございまして、新旧対照表等もそのようになっているかと思えます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◎教育長

議案第 21 号も、そういう意味では形式的な内容になっております。質問等あれば、お願いをいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので、採決に移ります。議案第 21 号について、原案どおり可決することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、議案第 21 号は原案どおり可決いたしました。

議案第 23 号について説明をお願いします。

○教育総務課長

教育長。189 ページをご覧ください。議案第 23 号 宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱でございます。こちらにつきましても、押印を求める手続きの見直しに伴いまして、関係例規の一部を修正しようというものでございます。様式の 193 ページの方をご覧ください。様式から印を除いた上、赤字の部分でございます※印で、「本人が手書きしない場合は、記名押印してください」というような追記をしたいと思っております。合わせて 196 ページ。様式第 4 の方にも、今ほどと同様の記名押印の部分挿入しようというものでございます。

よろしくご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

◎教育長

事務局の説明が終わりました。議案第 23 号について、質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので採決に移ります。議案第 23 号について、原案どおり可決することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、議案第 23 号は原案どおり可決いたしました。事務局、議案 28 号について説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

教育長。議案第 28 号 宇和島市立伊達博物館資料収集に関する要綱の一部を改正する訓令でございます。提案理由は、押印を求める手続きの見直しに伴い、関係例規の一部を改正しようとするものです。内容につきましては、221 ページをご覧ください。押印の見直しにあわせて、第 6 条の「委員」と呼んでいたものを「評価員」とし、「報酬」を「協力謝礼金」に変更するというものです。令和 3 年 4 月 1 日から施行しようとするものです。

ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

◎教育長

説明が終わりました。議案第 28 号について、質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

それでは採決に移ります。議案 28 号について、原案どおり可決することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、議案第 28 号は原案どおり可決いたしました。次に、議案第 29 号について説明をお願いします。

○教育総務課長

教育長。224 ページをご覧ください。議案第 29 号 教育財産の用途廃止についてでございます。こちらにつきましては、本年度の 3 月 31 日に、明倫幼稚園を廃止することに伴いまして、公立学校施設としての用途を廃止しようとするものでございます。概要といたしましては、明倫幼稚園、敷地が 1,362 平方メートル、園舎が、昭和 57 年に建築されておりますが、703 平方メートルでございます。

こちらの方を 3 月 31 日付けで用途廃止をしようとするものでございます。

◎教育長

議案第 29 号の説明が終わりました。質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので採決に移ります。議案第 29 号について、原案どおり可決することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手－

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、議案第 29 号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 31 号について説明をお願いします。

○教育総務課長

教育長。230 ページをご覧ください。議案第 31 号、宇和島市教育委員会の事務に関する点検評価についてでございます。こちらに関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育行政事務の管理及び執行状況についての点検評価を行いまして、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出し、併せて公表するという内容でございます。別添の未定稿と書いてあります資料をご覧くださいと思います。

こちら未定稿と書いてございますのは、まだ議決前ということで、未定稿という取り扱いでまとめております。対象年度といたしましては、平成 31 年度となっております。

まず目次の方をご覧くださいと思います。先ほど申しましたように地方行政の組織及び運営に関する法律によりまして、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の、管理及び執行の状況について、教育に関し、学識経験を有する者の知見を活用し、点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないというふうに規定されておりますので、こういった形で例年まとめております。

中身といたしましては教育委員会の活動状況、任期であったり、定例会の実施状況、議案の数量等、教育委員会でどのような活動をしていたのかという部分をまとめて、報告として公表するというような流れになっております。

施策の部分では、大きく学校教育の部分、社会教育の部分、文化の部分、人権同和教育の部分、社会体育の部分、学校給食、情報教育といったようなカテゴリーで、それぞれ調書を作成いたしておりまして、その事業を平成 31 年度に実施しましたというようなことを、事業別に、施策の概要、その実施状況で、学識経験者の意見ということで、2 名の委員、元三間公民館長の中矢様、元公立学校長の松澤様に、本来ですと、ヒアリング形式で行う予定だったのですが、本年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響もありましたので、書面で審査をしていただいた学識経験者の意見という部分を付記させていただいております。そして、最終的にその事業の成果がどうだったのか、自己評価をそれぞれの担当課でまとめて、1 枚のものにしたというような資料内容となっております。ご審議いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

◎教育長

議案第 31 号について説明が終わりました。本件について、ご質問等あれば、お願いいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

それでは採決に移りたいと思います。議案第 31 号について、原案どおり可決することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員ということで、議案第 31 号は原案どおり可決いたしました。次に、議案第 32 号について説明をお願いいたします。

○教育総務課長

教育長。231 ページをご覧ください。議案第 32 号、宇和島市教育振興基本計画の策定についての諮問でございます。本案件につきましては、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に関しまして、宇和島市教育振興基本計画策定委員会設置規則第 1 条の規定に基づきまして、当該委員会に諮問をしようとするものでございます。

大きい流れといたしましては、教育振興基本計画を策定に関しましては、教育委員会がこのこちらの策定委員会の方に諮問をして、検討結果を出していただくというような流れとなります。策定委員会については、実は 3 月から開催したいと考えていたのですが、なかなか事務が進まない部分もありまして、4 月からスタート、第 1 回を開きたいと考えております。資料左側の 1 から 11 の項目、計画準備、市民関係者のアンケート、ワークショップで団体の現況把握、事業の洗い出し、計画の課題、振興計画の骨子といったような形で、夏頃にまとめて、それから素案を作成し、パブリックコメントから完成というようなことで、大体毎月のような形で、計 7 回、2 月に最終的に策定していこうというような形でこの策定委員会を運営して参りたいと考えております。

そのため、教育長から、策定委員会の委員長に、宇和島市の教育振興基本計画の策定についてということで諮問するという内容として、内容としては、「教育基本法の、教育理念を具現化するため、教育の振興に関する施策について、基本的な方針や講ずべき施策を盛り込んだ基本的な計画を国が定め、地方公共団体はその国の計画を参酌し、地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされており、本市では、第 2 次宇和島市総合計画や、宇和島市教育大綱、宇和島市教育委員会基本方針に基づき、教育行政の推進に努めておりますが、近年、少子高齢化、核家族化、グローバル化や情報化の急速な進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化など社会情勢が急激に変化する中、子どもや教育を取り巻く環境も大きく変化しており、このような状況において、子どもから大人まであらゆる世代の一人一人が豊かで幸福な人生を送るとともに、それができる持続可能な地域社会を創っていくためには、学校・家庭・地域が一体となって A L L 宇和島で生涯にわたる学びと実践を充実させることが望まれることから、本市におけ

る学校教育や社会教育をはじめ、各種施策を総合的かつ計画的に推進していく必要がある」ということで、委員会に投げかけて意見を求めるという考えでございます。

以上で説明を終わりますが、諮問してよろしいか、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

◎教育長

事務局からの説明が終わりました。議案第 32 号について、ご質問等あればお願いをいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

よろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。議案第 32 号について、原案どおり可決することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、議案第 32 号は原案どおり可決いたしました。

続いて議案第 33 は、事務局からお願いします。

○教育総務課長

教育長。234 ページをご覧ください。議案第 33 号、令和 3 年度宇和島市教育委員会教育基本方針（案）でございます。市の教育行政を推進する指針といたしまして、教育基本方針を定めるものでございます。なお、今年度につきましては、教育基本方針、先ほど申しました教育振興基本計画がまだ未策定でございますので、従来通りこの教育基本方針を策定したいと考えております。

赤字の部分が、昨年度と変更になった部分、削っているところでございます。236 ページ、237 ページ、それぞれ数ヶ所削っております。

238 ページに関しましては、幼稚園の部分は削っておりますが、来年度、全国高等学校の総合体育大会の取り組みを新規で追加しております。社会教育に関しましては、社会教育施設、環境の充実で、結婚推進の業務が、前回の定例会でも説明がありましたように、所管異動されますので、削除となります。また、地域社会と連携した子どもの健全な育成に関しては、子どもの安全安心な居場所づくり、体験活動の推進という部分を付け加えさせていただいております。

最後に、241 ページですが、先ほども生涯学習課長の方から説明がありましたように、電子図書館の導入という部分を新規で追加しております。

以上で説明を終わります。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

◎教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

よろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。議案第 33 号について、原案どおり可決することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、議案第 33 号は原案どおり可決いたします。

○学校教育課長

教育長。追加議案として、議案第 34 号 宇和島市学校教育活動支援員の設置及び配置に関する要綱をお配りしています。説明させていただいてもよろしいでしょうか。

◎教育長

それでは説明してください。

○学校教育課長

先ほど、人材の確保というところで少しお話をしたんですけども、わかりにくい部分もありますので、要綱を作りまして、その中で運用していこうとするものです。

2 枚目のところに、目的が書かれております。これまで、いろいろな支援員という形で、学校のお手伝いをさせていただいておりましたが、学校教育活動支援員にまとめることによって、そして、様々な業務にいろいろな方が取り組んでいただけるように配慮したものです。わかりやすく言いますと、3 枚目の第 4 条に、支援員のタイトルが書いてあります。1、特別支援主体型、2、スクールサポート専従型、3、兼務型、兼務型は両方を合わせたものですが、従来の特別支援教育関連の、これは第 3 条の (3) のアイウエオカに属する、いろんな種別の障害であったり、病弱であったりする子どもたちの支援をしてもらう方々、これを続けてやりたいという方を特別支援主体型として、任じています。それから、スクールサポート専従型というのを作りまして、スクールサポートスタッフと同じ活動ができる人たちを、このように呼んでおります。両方が兼務できる (3) の兼務型の方が実は一番多いのですが、これによって、1 日に 2 時間程度を、飛び時間で学校に通ってもらうのではなく、4 時間から 7 時間程度、学校にいていただいて、どちらかの業務をしていただくという形をとろうとしているものです。

ただ、支援員の方々の、サービスであるとか、業務のこと或いはもし何かあった時のサポートのことなど、いろいろな面で不足しているところがありましたので、第 7 条で、勤務時間、休暇のところから、勤務日数でのこととありますとか、いろいろな定めを明確にしまして、学校によって若干違う、また違っていた部分を、会計年度任用職員として、統一したサービス内容によって雇用するというものです。このような形で要綱を備えることによって、実質的に、子どものためになる、実績が上がる活動にしていきたいと考えております。なお、市の会計年度任用職員ですので、当然、分限懲戒もありますし、サービスについても、厳しくとらえていこうと考えております。この 3 月には、説明会も持ちまして、今年度、新たに雇用した方たちについては、詳しく説明をしたところでした。

以上、この要綱を作ったことで、来年、一層効率的な運営を行っていきたいと思っております。よろしくご審議ください。

◎教育長

事務局からの説明が終わりました。本件について、質問等ございましたらお願いいたします。弓削委員、どうぞ。

◎弓削委員

支援員が、どの学校も足りないというふうに聞いてるんですけど、来年度は、どの学校も足りているのでしょうか。

○学校教育課長

教育長。これについてはいろんな意味での足りないがあると思うのですが、基本的に、来年度に向けては、人数的、時間的には、多い数を配置しています。ただ、すべての児童生徒に、支援員を1人1人個別につけるといことはなかなか難しい。支援員が、先ほど申し上げましたように、1時間ある子の支援を行い、支援しない時間帯は帰宅し、また次の支援を行う時間帯に出勤してくるというやり方は効率的ではない。そうではなくて、1人が2人を受け持つことによって、効率的に支援に当たれるということも、やはり行政としては考えなくてはいけませんので、そういうところも学校の方に、或いは個人的にも若干考え方を変えていただきながら、かなりの要求の人数には答えられるようにはしています。

なかなか学校の求めのすべてには応えられないんですけども、宇和島市の支援員配置については、他の市町に比べましても、厚く出来てきていると考えておりますので、この中で学校が、ぜひにというところについては、また考慮していきたいと思っております。

◎弓削委員

ありがとうございました。

◎教育長

他ございますか。いいでしょうか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

それでは採決に移りたいと思います。議案第34号について、原案どおり可決することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

— 挙手 —

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で議案第34号は原案どおり可決いたしました。

それではここからは非公開案件の審議を行います。

◎教育長

報告第4号を上程する。

報告第 4 号

教育委員会事務局職員の人事異動について

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課長

教育委員会事務局職員の人事異動についての報告を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

議案第 30 号を上程する。

議案第 30 号

宇和島市立公民館館長の解任及び任命について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館館長の解任及び任命についての原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案のとおり可決する旨宣する。

◎教育長

それでは非公開の案件が終了しましたので、会議を再び公開いたします。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

(3) その他

◎教育長

その他として他に何かあれば、お願いいたします。事務局から、何かありますか。

○事務局

－ 特になし。－

◎教育長

それでは、議案その他出尽くしたということで間違いないですか。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

それでは次回の日程について。

－ 協議のうえ、教育委員会 4 月定例会を 4 月 27 日に開催することを決定する。－

(4)閉会宣言（午後 4 時 30 分）

◎教育長

以上をもちまして、3 月定例の教育委員会会議を閉会いたします。